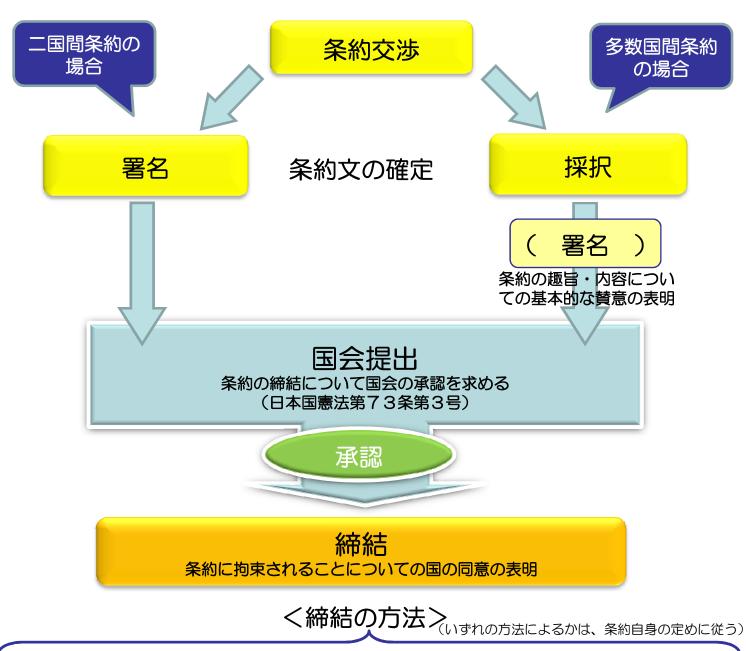
国会承認条約の締結手続



(批准)

天皇による認証を得る (日本国憲法第7条第8号)

(受諧)

(承認)

簡略化された手続 (天皇の認証を必要とせず)

(加入)

他の外国間で既に署名済み 又は発効済みの場合 (多数国間条約)

(公文の交換)

(二国間条約)



二国間条約の場合:批准書の交換、外交上の公文の交換、相互の通告等 多数国間条約の場合:批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託

効力発生

※我が国が締結行為を終わらせても、他国の締結状況によっては、 発効要件を満たすまでに時間を要することもある。